

北九州市請負工事 施工計画書点検実施要領

制定 平成19年11月1日

(目 的)

第1条 この要領は、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」）の施工計画書点検（以下「施工点検」）について、必要な事項を定めるものとする。

2 施工点検は、施工計画書の記載内容について確認を行うもので、適正な管理のもとに施工が進められ、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

(施工点検の種類)

第2条 施工点検の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監督課点検 工事担当係長等が実施する点検
- (2) 事前通知点検 監督課に事前に通知した上で、監督課点検が終わった中から、第3条第2項に該当する工事について検査員が実施する点検

(施工点検の対象)

第3条 監督課点検は、原則として1件の請負金額が500万円以上の全ての工事について実施するものとする。

2 事前通知点検は、次に示すものについて実施するものとする。

- (1) 請負金額が1,000万円以上の工事から抽出した工事
- (2) 請負金額が1,000万円以上で、低入札価格調査の対象となった全ての工事
- (3) 総合評価落札方式で落札された全ての工事

(施工点検の内容)

第4条 施工点検の内容は、別に定める「施工計画書点検チェックリスト」等によるものとする。

(施工点検の時期)

第5条 監督課点検は、工事の着手前までに行うものとする。

2 事前通知点検は、工事の施工途中において行うものとする。

(施工点検の方法)

第6条 施工点検は、現場代理人に関係資料の提示を求めて行うものとする。

2 施工点検の回数は、その工事中に原則1回とする。ただし、施工計画書の内容について再度の確認が必要な場合には、施工点検回数を増やすことができる。

3 安全点検と併せて実施することができる。

4 中間技術検査では、施工点検を併せて実施することができる。

(施工点検結果の確認)

第7条 施工点検で指摘事項等があった場合は、完成検査時等に検査員が確認するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員、工事担当係長及び検査員は、施工点検結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成19年11月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和5年1月1日から実施する。